

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年8月11日
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嵯峨 明
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区中丸子35番地4
【電話番号】	大代表(044)422-1111
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 鈴木 辰男
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎五丁目6番2号(都五反田ビル西館)
【電話番号】	代表(03)5745-1212
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 鈴木 辰男
【縦覧に供する場所】	不二サッシ株式会社 東京支店 (東京都品川区大崎五丁目6番2号(都五反田ビル西館)) 不二サッシ株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区淡路町三丁目5番13号(創建御堂筋ビル)) 不二サッシ株式会社 関東支店 (埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目20番3号(北浦和第二大栄ビル)) 不二サッシ株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号(名古屋ビルディング東館)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

平成18年8月11日開催の当社取締役会において、当社は平成18年10月1日を期して、当社の事業の一部を会社分割（吸収分割）し、当社の100%子会社である㈱不二サッシ九州に承継させるとともに、当社の100%子会社である九州不二サッシ㈱の事業の一部を併せて会社分割（吸収分割）し、㈱不二サッシ九州に承継させることを決定いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該会社分割の目的

当社は、この度、中期経営計画の最重要課題であるグループ再編を通じた組織の適正化・効率化を図る施策の第一弾として、「九州地域製販一体新会社」を発足することにいたしました。

会社分割の目的は、当社九州支店に係る事業を㈱不二サッシ九州に分割承継させるとともに、当社の100%子会社である九州不二サッシ㈱ビルサッシ部門に係る事業を㈱不二サッシ九州に併せて分割承継させることにより、㈱不二サッシ九州を不二サッシグループの九州地域における製販一体の独立採算組織である「九州地域製販一体新会社」として発足させ、迅速な意思決定を通じたお客様サービスの向上と製販一体の経営効率の追求により、グループ利益の拡大を図ることにあります。

(2) 当該会社分割の内容

分割により営業を承継する会社の内容

名称	㈱不二サッシ九州
住所	福岡県福岡市東区二又瀬5番地3
代表者の氏名	代表取締役社長 内田 護
資本金	50百万円
事業の内容	ビル建材事業・住宅建材事業

分割の日程

a. 当社事業の一部を㈱不二サッシ九州が承継する吸収分割（以下「分割1」という）

吸収分割契約書承認取締役会	平成18年8月11日
吸収分割契約書調印	平成18年8月11日
吸収分割契約書承認株主総会（承継会社・㈱不二サッシ九州）	平成18年8月26日（予定）
分割期日（効力発生日）	平成18年10月1日（予定）

b. 九州不二サッシ㈱の事業の一部を㈱不二サッシ九州が承継する吸収分割（以下「分割2」という）

吸収分割契約書承認取締役会	平成18年8月11日
吸収分割契約書調印	平成18年8月11日
吸収分割契約書承認株主総会（承継会社・㈱不二サッシ九州）	平成18年8月26日（予定）
分割期日（効力発生日）	平成18年10月1日（予定）

分割方式

a. 「分割1」

当社を分割会社とし、(株)不二サッシ九州(当社の100%子会社)を承継会社とする吸収分割であります。

分割会社(不二サッシ(株))は会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで本件会社分割を行います。

b. 「分割2」

九州不二サッシ(株)(当社の100%子会社)を分割会社とし、(株)不二サッシ九州(当社の100%子会社)を承継会社とする吸収分割であります。

分割会社(九州不二サッシ(株))は会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで本件会社分割を行います。

株式の割当

a. 「分割1」

(株)不二サッシ九州が分割に際して発行する株式は320株であり、その全てを当社に割り当てます。

b. 「分割2」

(株)不二サッシ九州が分割に際して発行する株式は100株であり、その全てを九州不二サッシ(株)に割り当てます。

会計処理の概要

a. 「分割1」

当社においては、(株)不二サッシ九州に承継させる資産と負債の差額を子会社株式に計上し、(株)不二サッシ九州においては、承継した資産と負債の差額のうち資本金の部に150百万円計上し、残額を資本剰余金の部に計上いたします。

b. 「分割2」

九州不二サッシ(株)においては、(株)不二サッシ九州に承継させる資産と負債の差額を子会社株式に計上し、(株)不二サッシ九州においては、承継した資産と負債の差額のうち資本金の部に50百万円計上し、残額を資本剰余金の部に計上いたします。

ただし、固定資産(土地、建物、機械及び装置)については、承継会社への賃貸方式といたします。

承継会社が承継する権利義務

a. 「分割1」

本件会社分割に際し、(株)不二サッシ九州は、分割期日において当社の九州支店に係る事業の分割契約書に基づく資産、負債および権利義務を承継いたします。債務の承継は、重畳的債務引受の方法によります。詳細内容については、「承継権利義務明細表」を参照のこと。

b. 「分割2」

本件会社分割に際し、(株)不二サッシ九州は、分割期日において九州不二サッシ(株)のビルサッシ部門(加工・組立並びに営業)に係る事業の分割契約書に基づく資産、負債および権利義務を承継いたします。債務の承継は、重畳的債務引受の方法によります。詳細内容については、「承継権利義務明細表」を参照のこと。

債務履行の見込み

会社分割(「分割1」・「分割2」)に際して、分割会社および承継会社が負担すべき債務の履行の見込みについては問題ないものと判断しております。

当該会社分割に係る契約の詳細内容

「吸収分割契約書」を参照のこと。

吸収分割契約書

不二サッシ株式会社（以下「甲」という）と、株式会社不二サッシ九州（以下「乙」という）とは、甲の事業の一部に関する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という）に関し、次のとおり契約する。

第1条（目的）

甲は、その経営する事業のうち、九州支店（傘下営業所を含む）に係る事業に関して有する権利義務（以下「本件事業」という）を、平成18年10月1日付をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して譲渡制限株式320株を新たに発行し、そのすべてを甲に交付する。但し、第4条第1項に定める「本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、甲乙協議の上これを変更することができる。

第3条（増加すべき乙の資本金及び資本準備金）

乙が本件分割により増加する資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。但し、次条第1項に定める「本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、甲乙協議の上これを変更することができる。

資本金 150,000,000円

資本準備金 分割期日において、乙が甲から承継する純資産の帳簿価額から前号の資本金を除いた価額

第4条（分割により承継する権利義務）

- (1) 甲は、本件事業に係る平成18年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を、本件分割の効力発生日において乙に引き継ぐ。
- (2) 甲は、平成18年6月30日から本件分割の効力発生日の前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を乙に明示する。
- (3) 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第5条（分割承認株主総会）

- (1) 甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、本契約書につき株主総会の承認を得ないで分割する。
- (2) 乙は、平成18年8月26日開催の株主総会において、本契約書の承認その他本件分割に必要な事項に関する承認を求める。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、株主総会の開催日を変更することができる。

第6条（本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成18年10月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務の不存在）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、本件事業と競業する事業を行うことができる。

第8条（本契約の変更又は解除）

本契約書締結後、本件分割の効力発生日までの間に、本件事業又は甲及び乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める乙の株主総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月11日

神奈川県川崎市中原区中丸子35番地4
（甲）不二サッシ株式会社
代表取締役社長 嵯峨 明

福岡県福岡市東区二又瀬5番3号
（乙）株式会社不二サッシ九州
代表取締役社長 内田 譲

承継権利義務明細表（吸収分割契約書第4条第1項）

1. 承継する資産及び負債（平成18年6月30日現在）

乙は、本件事業に係る流動資産及び固定資産並びに流動負債及び固定負債の一切を承継するものとし、その詳細は、下表のとおりである。

（資産の部）		（負債の部）	
勘定科目	金額（千円）	勘定科目	金額（千円）
(1) 流動資産		(1) 流動負債	
現金及び預金	49,488	買掛金	160,288
売掛金	122,992	前受金	571,196
仕掛品	967,887	預り金	6,484
(2) 固定資産		(2) 固定負債	
什器備品	265	預かり保証金	90,429
保証金	47,425	負債の部 計	828,397
資産の部 計	1,188,057	差引正味財産	359,660

2. 承継する契約上の地位（但し、労働契約上の権利義務を除く）

乙は、本件事業に係る次の契約及びその他の契約上の地位並びにこれら契約に付随する一切の権利義務を承継する。

アルミサッシ等金属製建具工事請負契約、原材料・製品の購入契約、取付工事委託契約、設計委託契約、特約店・代理店契約、事務所賃貸借契約、事務用機器等リース・レンタル・保守サービス契約、労働者派遣契約

3. 労働契約上の権利義務

乙は、本件事業に従事する甲の従業員との間の労働契約及びこれに付随する一切の権利義務を、本件分割の効力発生日において承継する。

甲における勤務年数は、乙において通算する。

吸収分割契約書

九州不二サッシ株式会社（以下「甲」という）と、株式会社不二サッシ九州（以下「乙」という）とは、甲の事業の一部に関する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という）に関し、次のとおり契約する。

第1条（目的）

甲は、その経営する事業のうち、ビルサッシ部門（ビルサッシの加工・組立並びに営業）に係る事業に関して有する権利義務（以下「本件事業」という）を、平成18年10月1日付をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して譲渡制限株式100株を新たに発行し、そのすべてを甲に交付する。但し、第4条第1項に定める「本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、甲乙協議の上これを変更することができる。

第3条（増加すべき乙の資本金及び資本準備金）

乙が本件分割により増加する資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。但し、次条第1項に定める「本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、甲乙協議の上これを変更することができる。

資本金 50,000,000円

資本準備金 分割期日において、乙が甲から承継する純資産の帳簿価額から前号の資本金を除いた価額

第4条（分割により承継する権利義務）

- (1) 甲は、本件事業に係る平成18年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を、本件分割の効力発生日において乙に引き継ぐ。
- (2) 甲は、平成18年6月30日から本件分割の効力発生日の前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を乙に明示する。
- (3) 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第5条（分割承認株主総会）

- (1) 甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、本契約書につき株主総会の承認を得ないで分割する。
- (2) 乙は、平成18年8月26日開催の株主総会において、本契約書の承認その他本件分割に必要な事項に関する承認を求める。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、株主総会の開催日を変更することができる。

第6条（本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成18年10月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務の不存在）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、本件事業と競業する事業を行うことができる。

第8条（本契約の変更又は解除）

本契約書締結後、本件分割の効力発生日までの間に、本件事業又は甲及び乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める乙の株主総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月11日

熊本県玉名郡長洲町長洲2168番地
（甲）九州不二サッシ株式会社
代表取締役社長 前畑 政富

福岡県福岡市東区二又瀬5番3号
（乙）株式会社不二サッシ九州
代表取締役社長 内田 譲

承継権利義務明細表（吸収分割契約書第4条第1項）

1. 承継する資産及び負債（平成18年6月30日現在）

乙は、本件事業に係る下表記載の流動資産及び流動負債を承継するものとする。

（資産の部）		（負債の部）	
勘定科目	金額（千円）	勘定科目	金額（千円）
流動資産		流動負債	
売掛金	15,083	買掛金	71,274
仕掛品	252,338	未払費用	14,284
前払費用	9,149	前受金	96,091
未収入金	18,838		
		負債の部 計	181,649
資産の部 計	295,408	差引正味財産	113,759

2. 承継する契約上の地位（但し、労働契約上の権利義務を除く）

乙は、本件事業に係る次の契約及びその他の契約上の地位並びにこれら契約に付随する一切の権利義務を承継する。

ビル用アルミサッシ等製品販売契約、原材料・半製品等の購入契約、労働者派遣契約

3. 労働契約上の権利義務

乙は、本件事業に従事する甲の従業員との間の労働契約及びこれに付随する一切の権利義務を、本件分割の効力発生日において承継する。

甲における勤務年数は、乙において通算する。